

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第12回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第12回）
- 2 日時 令和6年8月22日（木）午後7時から午後8時10分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、小玉委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、赤星委員、明日委員、飯田委員、新妻委員 以上13名
- 5 欠席委員 佐々木委員 以上1名
- 6 事務局 中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
各地域包括支援センター職員
- 7 傍聴人 3名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第11回）の会議録について
 - 議題2 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について
 - 議題3 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について
 - 議題4 第8期計画の数値目標の進捗等について（令和5年度取組評価）
 - 議題5 西部地域包括支援センターについて
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第11回）会議録（案）
 - 【資料2】 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について
 - 【資料3】 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【資料4】 第8期計画の数値目標の進捗等について(令和5年度の取組評価)

10 会議録

- (1) 開 会 (省略)
- (2) 配布資料確認 (省略)
- (3) 議題

議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会(第11回)の会議録について

(省略)

議題2 令和5年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【会 長】 議題2について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題2、令和5年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について、資料2に沿って説明する。

まず、資料中、東久留米市地域包括支援センターに関する公正・中立性に関する評価基準についてであるが、同基準に基づき、令和5年3月末を基準日として各包括で実施した自己評価になっている。

資料1 ページ目の評価表の項目としては、設置状況、情報管理、広報活動、介護予防ケアマネジメントの4分野について評価項目は5項目となっている。右側の確認欄にマルをつけることで評価する仕組みとなっている。資料1 ページ目は東部包括、5 ページ目が中部包括、9 ページ目が西部包括の評価となっている。各包括の評価を見ると、全項目で達成の項目にマルがついており、未達成の項目にマルがついている項目はなかったことから、一定の公正・中立性が保たれていると評価できる。

次に、各包括支援センターの収支決算の状況については、各包括の収支計算書を掲載している。3 ページ目が東部包括、7 ページ目が中部包括、11 ページ目から西部包括となっている。議題2 のについては以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 令和5年度における事業の成果と課題について、本日出席されている各地域包括支援センターよりどのように捉えているか伺いたい。事業に関する事、財務に関することでも構わない。

【東 部】 成果としては、令和5年度、新たに自治会と連携をして、小山地区がなかなか包括の介入が難しかったところであるが、そちらに介入することで、また、わくわくす

こやか体操という介護予防の体操があるが、そちらで介入することができた。

他にも、新たに、軽度認知症の方に包括がいろいろな御相談に乗って、本人の好きなどころから入るということで、介護保険を使わずに頑張っていこうと、紙飛行機をやることによって本人がとても元気になってきて、認知症のほうも改善したというような、そのような効果もあった。

あと、問題としては、うちの包括だけではないと思うが、人材がなかなか来ない、集まらない、入っても辞めてしまうというような状況があり、なかなか本来はやるべき地域の仕事であったり、地域活動などもあるが、ちょっと手が回らないという感じもあり、そこを言い訳にしないでやっていきたいと思い、これからの課題でもあるかなと思っている。

以上です。

【中 部】 令和5年度の成果としては、なかなかコロナ禍で地域活動や、地域の活性化というところに地域包括支援センターが寄与できなかったところがあったが、ようやく新型コロナウイルス感染症が5類になり地域のほうに出向く機会が大変多くなってきている。地域包括支援センターには、各1名ずつ生活支援コーディネーターという職種が配置され、地域と住民をつなぐ役割を担っており、令和5年度は生活支援コーディネーターが本当に大いに活躍できた年になったのではないかなと思っている。コロナ禍の中でも活動する自主グループもたくさんあった。なかなか継続するのが難しいグループに対して積極的に働きかけを行い、介護保険のサービスに頼らずに自分たちで元気になっていく仕組みを作っていく、そのお手伝いができたのではないかなと思っている。

それから、課題については、今年度の重点課題として置いているが、なかなか地域包括支援センターに係る職員のメンバーが実際足りていない。3職種それぞれ2名ずつ置をしなければいけないところではあるが、今、主任ケアマネジャーの人数が足りておらず、なかなか職員に対しての負担も大きく、複数名での対応を心がけなければならない困難ケースに対しても、やむを得ず1人でも対応をしなければならない場面も多くある。

それから、今、なかなか複雑化、複合化した課題がよく世帯に多く見受けられるが、それに対して対応していく能力、知識の蓄積というところについて、勉強会に参加できるような時間を取れなかったりするというのも悩ましいところではあるかなと思っている。

以上です。

【西 部】 令和4年度に相談員全員が退職をしてしまい令和5年度は、西部地域包括支援センターでは新体制での1年となった。全員が新人という中でも行政のサポートを受け

ながら、市民の方への不利益にならないよう努めてきた。

事業の成果としては、運営面、業務分担の見直し、事務の煩雑化の解消、働き方の見直しを行った。地域の活動としては、西部地区は、地域住民の方が立ち上げている自主グループがとても多く存在している。30グループ以上あったと思うが、その各グループを孤立させないように、つなぐ懇談会というのを、過去にない取組として行ってきた。これも大きな成果だったかなというふうに感じている。

課題としては、やはり、人がそろわない、スタッフの体制がそろわないという問題と、生活困窮、身寄りがいないという、いろんなニーズが積み重なっている、複雑、多様化した問題に対して、なかなか問題解決に至らない。その中にさらにまた同じような課題がどんどんケースが押し寄せてきてしまっていて、どんどん困難ケースが解消できずに積み重なってきてしまい、なかなか業務改善に行き着かないというところが、恐らくこれからも続いていくであろうという課題観である。

以上です。

【会 長】 ほかに何かあるか。ないようなので次の議題へ進む。

議題3 令和6年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について

【会 長】 議題3は、「令和6年度東久留米市地域包括支援センター」の事業計画書等について、これについても事務局の説明を求める。

【事務局】 資料3、各包括の事業計画について、事業実施に際して年度当初に事業計画の提出を受けている。それがこの資料になるが、今年度より様式を変更し、前年度まで委託内容、事業内容として市が記載していた部分を計画という項目に変更しているほか、包括が記載していた、期待される効果の項目は削除し、計画について統一した内容を市が記載し、具体的取組という部分について包括が記載する形に変更している。また、計画の策定に当たっては、前年度の評価を参考にするとともに、市の担当者や専門職の各種連絡会にて事業の課題や方向性を共有し、計画に生かせるようにしている。

それでは、資料3に沿って、各包括の重点課題と具体的な取組について、説明する。

資料1 ページ目、東部包括の重点課題と具体的な取組である。こちらは3点記載があり、項番2の生活支援体制整備事業については、9期計画の一般介護予防事業に係る数値目標とも重なる内容であるので、説明は割愛する。主に1番と3番の総合相談支援事業関連の御報告をしたい。

総合相談支援業務の1つ目の課題としては、要介護認定申請につなげる必要がある人と事業対象者とすべき方の振り分けが十分にできていない。利用者が卒業して元の生活を取り戻し、通いの場に参加することや、自らが活動の担い手になるという意識が醸成されていない点が挙げられている。課題に対する具体的な取組としては、窓口質問票を活用し、介護認定申請と事業対象者を適切に振り分ける、身体介護、認知症に当たらない方に対しては、地域の自主グループや支援強化型の利用につなげることとし、自主グループには100件、支援強化型サービスには10件を目標値として設定している。

総合相談支援業務の2つ目の課題としては、地域包括支援センターの認知度が低いということや、地域包括支援センターを認知している人であっても、認知症に関する相談窓口であることを知らない人が多い点が挙げられている。課題に対する具体的な取組としては、随時行われる地域のイベントや自治体の集まり等で地域包括支援センターをPRする、また、自治会や企業、小学校等、多様な年齢層が集まる場所でも認知症サポーター養成講座を開催し、地域包括支援センターを多世代に向けてアピールする、また、市報を通じて周知することとされている。

東部包括支援センターの事業計画の詳細については、次ページからの2ページ以降に記載しているA3判の用紙のほうに事業ごとの詳細な計画が記載されている。

続いて、6ページ、中部包括支援センターの重点課題と具体的な取組である。こちらは、3点記載があるが、1つ目は包括的・継続的ケアマネジメント業務である。課題としては、社会的なつながりの希薄化や寂しさから、高齢者が飲酒行動に陥りやすく、アルコール関連の問題を抱えるケースが急激に増加しており、支援者側に知識や経験が乏しく、対応に苦慮していることが挙げられる。

課題に対する具体的な取組としては、高齢者やその家族について様々な角度からアセスメントする力をつけ、チームでアプローチをするための勉強会を実施することや、今年度も勉強会を継続実施することで、ケアマネジャーのスキルアップを図ることとされている。

また、包括だけでは解決できない問題の場合は、他の機関の協力を得ながら解決を目指すこととし、日頃から多職種との連携を意識する点を運営体制としての重点課題として挙げている。

2つ目としては、総合相談支援業務である。課題としては、地域共生社会の実現には、住民皆で支え合う地域づくりが必要だが、自治会離れ等により地域の結びつきが弱くなっている現状がある。課題に対する具体的な取組としては、これまで地域包括支援センター

の周知や通いの場の立上げがない地域の自治会に対して、地域包括支援センターの周知活動を行い、出前講座等を実施することで、関係の構築を図る中で人材を発掘し、活動の立上げにつなげることをしている。

7ページ以降が、計画の詳細である。

続いて、10ページからが西部包括支援センターの重点課題と具体的取組である。こちらは3点記載があるが、1つ目は生活支援体制整備事業である。課題としては、通いの場が抱える課題を共有する機会がないことが挙げられている。先ほど御報告もあったが、令和5年度から継続実施している内容である。課題に対する具体的な取組としては、通いの場に対する認知症サポーター養成講座の開催や、グループごとの通いの場の懇談会の開催、通いの場への専門職派遣事業の実施を計画している。

2つ目としては、認知症地域支援・ケア向上業務である。課題としては、認知症があっても地域とつながり安心して生活を続けていくために、地域住民が認知症について正しい知識で見守る必要がある。また、広報啓発活動の担い手が不足している現状がある。課題に対する具体的な取組としては、本人ミーティングの実施、包括職員以外のキャラバン・メイトへ認知症カフェへの参加や認知症サポーター養成講座の講師としての協力要請、担当圏域のキャラバン・メイトの数を増加させることが挙げられる。また、認知症カフェへの専門職派遣事業の実施を計画している。

3つ目としては、権利擁護業務である。課題としては、虐待・困難ケースに対し、複数名の対応が必要なことが挙げられる。課題に対する具体的な取組としては、虐待ケース・困難ケースに対し、2名以上が関わり、センターとしての機能強化を図ることとされている。

11ページ以降に計画の詳細を記載している。

以上、包括の事業実施については、市でも包括からの事業報告、予算・決算書の提出、事業の進捗や課題の確認を行い、事業が適切かつ効率的に運営されていくように努めている。報告は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 事務局に伺う。各地域包括支援センターの課題等について、昨年度もこの場で話を伺ってきた経過があるが、その中で行政は、東部、中部、西部地域包括センターのほうにどのような体制をもってバックアップというか支援をしていく予定なのか。これは前年度と今年度の違いがあればそこを伺いたい。

【事務局】 昨年度と今年度の違いという点では、まず1点目に、ランチの設置が挙げられる。こちらは令和6年10月の開設を予定しており、包括での業務過多になっている部分の総合相談のところを、ランチを設置することによって、軽減させていくという取組である。現在、今年の5月に契約を締結した後、具体的な設置に向けて様々な面での検討を行っており、既に引継ぎというような形で研修を受託事業者が包括のほうに伺う中で、個々にいろいろと支援を行っているところである。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【委 員】 それぞれの包括の取組、本当に御苦勞が多いなと思い、改めて敬意を表したいと思う。通いの場についての質問であるが、ここに記載のある今年度の重点課題と具体的な取り組みの中で、各地域包括支援センターの方で新しく作っていくということであるが、今後これを増やすということについては全体的にどれぐらい年に増やす予定があるのか伺う。

【事務局】 第9期計画書の109ページに当たるところに数値目標2、一般介護予防事業について、介護予防に資する通いの場の設置数ということで、9期中3か年の最終年で、市内160か所ということで考えている。数値目標の下段の枠の中で、直近の実績として、令和4年度が市内で136か所のこういった通いの場があり、これを9期中に、令和8年度までには160か所に増やしたいということで考えている。

【委 員】 具体的な活動が、コロナのときに大変だったことであんまり人が集まらないみたいなこともあったが、最近では、なくなってきたこともあるなと思うが、そういったところはもうだんだん参加率が伸びてくる状況も踏まえて通いの場というところもまた新たに増えていくという考えでよいか。

【事務局】 生活支援コーディネーターがそれぞれのグループのほうを定期的に巡回し、生活支援ということで課題などを聴取したり、専門職の派遣事業という市で実施している事業等で、例えば体操の講師などを派遣したりして、グループが継続できるように支援をしたり、グループが例えば高齢化して人数が少なくなったりされた場合に、2つのグループを統合したりという形で、できるだけ継続していただけるような働きかけを行っている。まずは160か所程度が参加率の高い状況を維持しつつ、新たな場の創出ということも踏まえての数値目標となっている。

【委 員】 いろいろ見えないところでやっていただいているというところが確認できた。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【委員】 今年度の重点課題と具体的な取組というところで、包括支援とか認知症支援、介護予防というふうに挙がっているかと思うが、全包括が昨年度振り返った中での課題というのは、3包括ともに人が足りないとおっしゃったと思う。これが私は現場の声なんじゃないかなと思う。包括としてやらなきゃいけないと定められたものというのは当然ありますし、また、数値目標とか、それを達成したかどうかというのも大事な指標だと思うのだが、それらを達成するためにまずは人員体制を整え、定着し、質が上がってというふうにやらなければ、課題を解決していくことというのは非常に難しいのではないかなと思う。

3包括ともに人が足りないと言っているこの状況というのはとても危機的状況なんじゃないかなと思うところは行政のほうも認識をしていただいて、それに対する具体的な対策をやっぱり考えていかなきゃいけないのではないかなというふうに思う。なぜ人が足りないのか、なぜ定着しないのか、その原因はどこにあるのか、それをやっぱり突き詰めていかないと、なかなかこれらを達成していくというのは難しいのではないかなというふうに感じたというところで、それは意見と受け止めてもらいたい。

以上です。

【会長】 ほかに何かあるか。

【委員】 この協議会で提出・配布される資料の書きぶりについて、これまでの会議を通じて感じてきたことを申し上げたい。

配布資料では、“「〇〇」より「XXX」の提出がありましたので、報告する。”とのスタイルが多いが、これでは介護福祉課は単に経由するだけで、提出されたものを右から左に丸投げしているに受け取ってしまう。

実際には、提出された案件は、介護福祉課において審査、協議、調整等必要な処理を行ったうえで、運営協議会に報告しているのであれば、“「〇〇」より「XXX」の提出があり、介護福祉課における所要の確認を了したので、(介護保険運営協議会に) 報告する”のような形式であれば、すっきり納得できると考える。

例えば、資料3についていえば、各地域包括センターから事業計画書が提出されたので、報告するとあるが、運営協議会に報告するに当たって、介護福祉課においてどのような審査、協議等をなされたうえで、運営協議会に報告されているのか、その過程を知りたいと思う。各地域包括支援センターが考えている重点事項や具体的な取り組みが、介護福祉課が考えている重点事項、取り組みと違う場合等があり得るので、参考までに、運営協議会への報告に至るまでの過程等を紹介されたい。

【事務局】 計画策定に当たっては、前年度の評価を参考にということで、前年度の事業を実施していただいた後に自己評価や振り返りをしており、その中の協議を踏まえて、各センターの取り組んでいったほうが良いという内容を共有し、9期の事業計画という市の方針での数値目標や事業の方向性というところを共有した上で検討していただいている。

また、提出のあった計画に対して、それぞれの地区の担当の職員や事業の担当の職員を中心に、項目に対して内容が適切かということは確認した上で、現状に即しているかというようなところは協議した上で最終的な計画となっている。

【委員】 市の方と協議した上での資料ということで理解した。

【会長】 ほかに何かあるか ないようなので次の議題へ進む。

議題4 第8期計画の数値目標の進捗等について

【会長】 議題4は、「令和6年度東久留米市地域包括支援センター」の事業計画書等について、これについても事務局の説明を求める。

【事務局】 議題4の第8期計画の数値目標の進捗等について資料4に沿って説明する。

初めに、法定報告についての説明であるが、資料の冒頭に記載しているとおり、介護保険法の規定により、各市町村は、介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付適正化等についての取組の目標を記載することとされており、取組の実施状況や目標の達成状況の自己評価を実施することとされている。その上で、市町村における自己評価の内容を都道府県、私たちが言えば東京都に報告することが義務づけられており、この報告自体を一般に法定報告と呼んでいる。

また、この自己評価の結果については、市民の方などに広く公表することが、市町村の努力義務として位置づけられており、本市においては、自己評価と、東京都への法定報告を確実に実施するとともに、本協議会においてその内容を報告し、会議録や資料を市の公式サイトに掲載することで、市民に向けた公表としている。

資料の2枚目以降、タイトルが「第8期計画期間における数値目標の達成状況」となっているが、令和5年度分の法定報告における自己評価の内容となっている。これは第8期計画書の79ページ以降の計画における数値目標として設定した目標に係る令和5年度末における実施状況及び達成状況について、二重マルであれば、達成できた、マルであれば、おおむね達成できた、三角であれば、達成はやや不十分、バツであれば、達成できなかったの4段階での評価を行っているところである。本日は、時間の都合上、主に昨年度の同

報告から変化のあった項目を主に各担当より説明を行う。

期限目標、介護予防・生活サービスの提供体制について、必要に応じて見直しを講じるについてである。こちらについては、8期中の本協議会でも報告したとおり、窓口における対象者抽出のためのフローの見直しと、介護福祉課職員、地域包括支援センター職員の研修を実施した。また、サービスの担い手である地域包括支援センターの職員等や、サービスの受け手である対象者や御家族に向けての広報や手引等の周知啓発活動を実施した。

課題としては、窓口質問票の運用等が、事業対象者の増加につながっていくか今後も注視していく必要がある。また、サービス提供を行う事業所が少ないことが挙げられる。対応策としては、介護予防・生活支援サービスの利用につながったかどうかを定量的に評価し、進捗管理するため、9期計画の数値目標に設定していく。また、医師の勧めによって要介護認定に至る方が多いことから、医療機関関係者に対しても総合事業の趣旨の説明や普及啓発を行っていく。今後は、介護事業所等のサービス提供者側の課題についても、担当者を交えて検討を行う予定である。

続いて、資料の2ページ目、ナンバー3、地域密着型サービスの整備数について説明する。数値目標として、8期中に、①看護小規模多機能型居宅介護を1か所整備、②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を1か所整備としている。こちらについては、前回の運営協議会でも報告したとおり、令和3年度に公募により選定した事業者、株式会社日本アメニティライフ協会が、グループホームとして、花物語ひがしくるめナーシングと、それに併設する看護小規模多機能型居宅介護事業所として、花織ひがしくるめをそれぞれ令和5年12月1日に開設した。よって、おおむね達成とした。

続いて、ナンバー4の認知症介護者家族会への参加人数について説明する。数値目標としては、8期中に378人、表中の令和3年、令和4年、令和5年の目標数値を記載している。令和5年度の数値目標は144人としている。こちらについては、実際の参加人数は69人となっており、未達成である。新規参加者が少ない現状があるため、ケアマネジャーを通じた紹介や認知症サポーター養成講座等を活用したさらなる周知や、開催月の変更で参加促進を図っていく。また、初めて介護される方に必要な情報が届くような効果的な周知方法を検討していく。試行的な取組として、3包括合同で認知症介護者家族会を開催し、事業の積極的な周知を図っていく。

続いて、5ページ目、ナンバー9、ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数について説明する。こちら、数値目標として、市内の指定居宅介護支援事業所を対象と

し、3年間で全事業所を点検することとしている。令和5年8月に新規開設した事業所を除き全24事業所の点検を実施した。なお、新規開設した事業所については、令和6年4月にケアプラン点検を実施している。よって、おおむね達成としている。

続いて、7ページ目、ナンバー12の認定調査員の研修の実施回数・審査会全体会の実施回数について説明する。

数値目標としまして、①認定調査員新任研修を年2回程度、現任研修を年1回開催、②審査会全体会の実施回数を年1回実施としている。①認定調査員新任研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とする代わりに、東京都が実施する動画視聴、eラーニングを実施し、現任研修については参集形式にて1回実施した。また、②審査会全体会については、参集形式により1回実施した。

表の右側の課題と対応策であるが、介護認定調査業務における課題として、申請受付から認定結果の通知まで30日以上かかるケースがあることが挙げられる。この対応策として、これまで訪問調査を行い、紙の帳票を作成していたが、業務の効率化及び品質の向上を目的に、調査員がタブレットへ入力することで調査票が作成できるよう、認定調査員支援システムの導入を現在進めており、年度内には本稼働できる見通しである。

説明については以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委 員】 6ページのナンバー11、介護人材の確保に向けた事業の参加者数というところであるが、目標の参加者の実数の割合の数値を伺いたい。参加数の目標と、それに対する割合というのが、75%となっているが、実際の参加者数がどのぐらいで、75%がどのぐらいの数値になるのか伺う。

【事務局】 8期中においては、定員に対してどれぐらいの方が参加したかということで算出している。3か年において、200名という定員で実施をしているが、実際の参加者数は126名となり、割合としては63%という結果になっている。

【委 員】 定員が200名なので、75%以上ということは、150人以上で、それぐらい参加していただければ、これは目標達成ということでしょうか。

【事務局】 その通りである。ただ、実際には126名の参加ということで、達成率としては63%という結果になっている。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【委員】 3ページ目に認知症に関連した課題や目標値の記載があり、関連して、認知症初期集中支援チームというのがあるが、どの形で実施しているのか、推進しているのか伺う。

【事務局】 認知症初期集中支援チームについては、医療や介護に結びついていない市民の方に対して、初期集中支援チームということで、チーム員が包括支援センターの職員と市の職員と委託している訪問看護ステーションの職員、委託している医師がチーム員になるが、1人の方に対して6か月程度関わり、課題に対して、例えば認知症の医療につながっていないという課題等があった際には、訪問し、状況を確認した上で、月に1回チーム員会議ということで、専門職の方とどのようにして医療につなげればいいのかということを検討した上で、定期的に訪問したり、御家族に関わったりしていく事で、その方の課題に応じた医療や介護につなげていく事業となっている。

【委員】 かかりつけの先生との連携なども含めて進めていると思うが、先日、市の医療介護連携協議会の中では、歯科医師会からも参加していることなどもある。国が、都道府県に委託してやっている認知症の研修会の内容の中に、やはり医師会の先生、薬剤師会の先生、看護師さん、歯科衛生士さんなど、いろんな職種の方が、やはり認知症初期集中チームに参画することが望ましいと。ただ、これは各自治体のいろいろな対応や、地域包括さんの対応というのもあるので、そういったことも考えると難しい部分もあるのだろうと思うが、東久留米市でも、やはり職種の内容ということも考えて、なかなか直接その職種であるから役に立つかどうかというのは、その対象となる方によって違うかなと思うが、そういうことも含めて考え、ぜひ様々な職種の方に声をかけてもらうことで、より充実した内容になるのではないかと思う。

【事務局】 認知症対応力向上研修につきましては、医師会の先生がチーム員になっており、医師の方も研修の受講をされるなど御協力いただいている。引き続き協力願いたい。

また、ただいまのご意見については、検討を進めていきたい。

【会長】 ほかに何かあるか ないようなので次の議題へ進む。

議題5 西部地域包括支援センターについて

【会長】 議題5は、「令和6年度東久留米市地域包括支援センター」の事業計画書等について、これについても事務局の説明を求める。

【事務局】 西部地域包括支援センターについて、説明する。

東久留米市では、東部・中部・西部の3つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置している。その運営については、市から事業者に運営委託により行っているところである。今般、西部圏域に設置している地域包括支援センターについて、現受託事業者から令和6年度の契約をもって、以後の受託の継続はしない意向が示されたことにより、その経緯、今後について御報告をするものである。

1点目、経緯についてである。西部地域包括支援センターの受託事業者からは、これまで人材が集まらず、包括の運営を優先した人員配置を行うことにより、法人の他の業務の運営が厳しいといった相談を受けてきたところである。業務量の多さから職員が疲弊するケースもあったと伺っておるところである。経営改善としての包括の在り方が同法人の理事会として議題として上がり、理事会では、どうしたら委託を受けられるのか条件を列記し、理事会に提示してほしいという意見があり、作成しているとのお話があったため、その資料が出来たら市にも拝見させていただきたい旨、口頭で依頼を行った。

その後、要望という形で市が収受し、その内容を確認し、記載されていた一文一文を重く受け止め、改善できることについて検討を重ね、令和6年4月10日付で回答するとともに、同法人の会議室にて口頭で説明を行った。その際には、本年10月にはランチが設置されることや、引き続きできること、改善できる手法を模索し、包括の業務負担の軽減を実行してまいりたいと考えており、引き続き、令和7年度以降も契約について御検討していただきたい変わらない思いをお伝えした。

その後、令和6年5月11日に開催された同法人の臨時の理事会の議決結果として、包括からの撤退について可決されたことについて、同月21日に理事長、施設長及び包括センター長が来庁され、口頭にて御報告を受け、改めて令和6年5月23日に文書での臨時理事会での議決結果報告を頂いた。

2点目、今後のスケジュールである。令和7年4月以降の新規受託事業者の選定に当たっては、事業引継ぎ期間、事業の形態上、公募プロポーザルを想定しており、その選定期間を逆算し、公募プロポーザルや事業者移行に伴う補正予算要求の必要性も踏まえ、令和6年第3回定例会に向けて準備を早急に進めている。

正式には、9月2日月曜日に開催される令和6年第3回市議会での審議を経て、補正予算が可決されたら、臨時の介護保険運営協議会を開催し、公募要領等を本協議会へ報告したいと考えている。

なお、臨時の介護保険運営協議会は、9月10日火曜日午後7時からを予定している。

説明は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

ないようなので、最後にその他であるが、何かあるか。

ないようなので、本日の協議会を閉会する。

閉会時刻：午後 8 時 5 分